

入院費等お支払いについて

医仁会武田総合病院（令和 8 年 8 月改定）

入院費（会計）の請求について

◇ 入院治療費の請求は⇒

毎月月末を締めとして、翌月 11 日にご請求させていただきます。入退院受付にてお預かりしておりますのでお声かけください。

◇ 退院される際の請求は⇒

退院が決まりしだい医療費を計算しご請求させていただきますので、お部屋でお待ちください。事務処理(計算)の都合でお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

高額療養費制度「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」について

- ◇ 70 歳未満の患者様は、ご入院の際に「限度額適用認定証」を入退院窓口に提示すると、1 ヶ月間（1 日から月末まで暦月ごと）の費用について、自己負担限度額が上限となります。
※入院時の食事代や実費負担分（保険外の差額ベッド代等）は対象外です。

● 自己負担限度額（月 額）

ア ⇒	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1%	エ ⇒	61,500 円
イ ⇒	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1%	オ ⇒	36,900 円
ウ ⇒	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1%		

◇ 「限度額適用認定証」の申請について（申請した月の初日から適用）

加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者(健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)または国民健康保険などから発行される認定証を医療機関の窓口に提示していただく必要があります。（※国民健康保険の場合、保険料滞納がないことが条件となります。）

医療機関への提示がない場合は、従来と同様に一旦 3 割等の医療費支払いが必要です。

- ◇ 後期高齢受給者証・高齢受給者証・老人福祉医療受給者証をお持ちの患者様の 1 ヶ月間（1 日から月末まで暦月ごと）の自己負担上限額は下記の通りです。

※入院時の食事代や実費負担分（保険外の差額ベッド代等）は対象外です。

- ① 一定以上の所得がある高齢者（Ⅲ 上限 270,300 円 + 901,000 円を超えた医療費の 1%）
（平成 30 年 8 月より変更）（Ⅱ 上限 179,100 円 + 597,000 円を超えた医療費の 1%）
（Ⅰ 上限 85,800 円 + 286,000 円を超えた医療費の 1%）

- ② 一般の高齢者（上限 61,500 円）

- ③ 低所得者Ⅱ（上限 25,700 円）※住民税非課税世帯

- ④ 低所得者Ⅰ（上限 15,700 円）※老齢福祉年金受給者及び所得が一定額以下の場合

※③④については「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますが、この証の提示がなければ一般の自己負担上限額まで徴収致しますので必ずご提示ください。

なお、上記の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の確認方法について

当院では、厚生労働省のオンライン資格確認システムを使用して、窓口負担金の限度額を確認させていただく事が出来ます。詳しくは入退院受付にお問い合わせ下さい。

入院食事療養費にかかる負担額について

◇ この負担額は高額療養費制度の対象とはなりませんので、ご了承下さい。

◇ 入院食事療養費についての負担額は下記の通りです。

1食につき 550円

但し、次の①及び②の場合には、それぞれ以下の金額に減額されます。

加入している医療保険の保険者（高齢医療保険は居住地の市町村）の発行する減額認定証を被保険者証に添えて入退院受付に提出することにより減額が受けられます。

① 市町村民税非課税の世帯に属する方などで負担額の減額認定を受けている場合

1食につき 270円

② 市町村民税非課税の世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受けている場合

1食につき 130円

食事療養費の請求に伴い下記の点にご留意、ご協力をお願いいたします。

◇ 外出、外泊の届け出は緊急の場合を除き、前日までに提出して下さい。

◇ 患者様の都合による食事取消し、外出・外泊を延長された場合等、あらかじめ用意していた食事については請求させて頂く場合がございますのでご了承下さい。

交通事故（第三者行為）の請求について

当院では、原則として入院費は患者様にご請求いたしますが、このことについてご相談がありましたら、事前に医事部自賠係までお問い合わせ下さい。

自費療養の方について

健康保険に加入されてなく、自費で入院費をお支払いになられる方は事前に医事部入退院係に必ずご相談ください。

選定療養費制度について

平成 14 年 4 月の診療報酬改正に伴い、同一疾患で一般病棟、療養病棟、老人病棟に 180 日を超えて入院する患者様の入院医療費（入院基本料）の一部が特定療養費化されます。なお、医療機関は、本来保険収入から選定療養費用分が差し引かれますので、医療機関の収入増になるわけではございません。

文書料について

入院中の患者様は 1 階入退院受付にてお願いいたします。

ご不明な点がございましたら 1 階入退院受付までお問合せ下さい。